

公益財団法人高知県文化財団寄附金取扱規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人高知県文化財団（以下「財団」という。）が寄附者から受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

（寄附金の定義及び種類）

第2条 この規程における寄附金とは、財団が行う公益目的事業等に要する経費に充てるため、寄附者が反対給付を受けることなく給付する金銭または金銭以外のものをいう。

2 財団が受け入れる寄附金の種類は、次の各号のとおりとする。

（1） 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金

（2） 特定寄附金 使途があらかじめ特定された次に掲げる2種類の寄附金

ア 使途特定寄附金 寄附者が寄附の申込みに当たり、あらかじめ使途を特定するもの

イ 募集特定寄附金 財団が募集にあたりあらかじめ使途を特定するもので、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（「以下「募集目論見書」という。）をもって理事会の承認を得たうえで募集するもの。

（寄附の申入れがあった場合の取扱手続）

第3条 寄附者から財団に対し寄附の申入れがあったときは、寄附金の内容を確認しなければならない。

2 前項の寄附の申入れを受ける場合には、理事長又は理事会（重要な財産の場合）の承認を得なければならない。

3 寄附の申入れを受けることになったときは、当該寄附者に連絡するとともに、次の事項を記載した書面により寄附の申入れを受けるものとする。

ア 寄附者の住所・氏名

イ 寄附金内容及び種類

ウ その他必要事項

4 寄附金を受領したときは、寄附者に対し受領書を発行するとともに、財団として適宜な方法により感謝の意思表示を行うものとする。

5 前項の受領書には、財団の事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

（特定寄附金の使途）

第4条 使途特定寄附金については、全額を寄附者の特定した使途のために使用する。

2 募集特定寄附金については、適正な募集経費を控除した残額の総額を、募集目論見

書に従い使用する。この場合、適正な募集経費は募集総額の30パーセント以下でなければならない。

(募集特定寄附金の募集)

第5条 募集特定寄附金を募集するときは、募集目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

2 前項にかかわらず、財団ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは、事後に交付することができる。

(募金に係る結果の報告)

第6条 財団は、募集特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、財団ホームページ上の公開に代えることができる。

2 財団は、募集特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る計算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、財団ホームページ上の公開に代えることができる。

(情報公開)

第7条 財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第8条 寄附者に関する個人情報については、別に定める公益財団法人高知県文化財団個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理を行うものとする。

(委 任)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年11月5日から施行する。